

## 個人情報取扱いに関する規程

- 第1条（目的）本規程は、ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部において、第三者評価事業及び認知症対応型共同生活介護の外部評価事業等（以下本事業という）の遂行上、本事業の評価調査に従事する者（以下評価調査員）が知り得た個人情報を、個人情報の有用性に配慮しつつ、相手先個人の人格の尊重並びに権利利益を保護し、個人情報取扱事業者としての自覚と責任を持って個人情報の保護に関する法律を遵守することを目的としている。（以下、個人情報の保護に関する法律を「法」と略して表示する）
- 第2条（責任管理者）個人情報の収集・管理・苦情処理など、本法に規定する一切の義務を責任もって管理・監督するために、責任管理者（以下管理者と言う・・・苦情処理責任者を兼務する）をおく。管理者は代表が任命する。
- 第3条（監査の実施）代表は、個人情報取扱状況についての監査者を別に任命し、その監査者によって年間2回以上の監査を実施させ、その監査結果を運営委員会に報告させなければならない。
- 第4条（収集の目的）個人情報の収集に際しては、本事業遂行上必要とする個人情報に特定して収集しなければならない。
- 第5条（収集の制限）適法・公正な手段により、且つ、情報主体に通知又は同意を得た上で収集しなければならない。
- 第6条（目的外使用の禁止）収集した個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて取り扱ってはならない。
- 第7条（利用の制限）あらかじめ本人の同意を得ないで、収集した個人データを第三者に提供してはならない。但し、法第23条1項1号～4号記載事項は除く。
- 第8条（公開の原則）管理者は、評価調査員が個人情報を取得した時は、速やかに利用目的を情報相手先に通知・公表しなければならない。
- 第9条（開示、訂正、利用停止等）前条の公表に伴い、同時に、情報相手先に関するデータの所在、及び内容を確認させ、訂正・利用停止又は異議申し立てをすることができることを保証しなければならない。
- 第10条（正確な内容）第7条・8条に基づき、収集保管する個人データは、常に正確且つ最新の内容を保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。
- 第11条（情報の管理）個人情報が記載されている全ての記録（電磁記録を含む）は、別に指定する「施錠可能な格納庫」に格納保管しなければならない。なお、電磁記録の場合は、開くことのできる担当者を定め、その者のパスワードを設けることにより、第三者が取り扱うことが出来ないようにする。なお、メールなどにより、

個人データの含まれるファイルを評価調査員間で送信する場合には、当該ファイルにパスワードを設定することとする。

- 2 調査対象事業所が業務上作成した個人データ、資料等については、原則として訪問調査時に現地で閲覧確認し、対象事業所外に持ち出さない。但し、事務担当が対象事業所の了解を得て、提供を受けた場合はこの限りではない。

第 12 条 (守秘義務) 収集した個人情報の取り扱いに従事する評価調査員は、その業務に関して知りえた個人情報の内容を、みだりに他人に知らせ、または不当な目的に利用してはならない。契約期間終了後も同様とする。

第 13 条 (苦情受付) 苦情の申出に接した場合は、受け付けた者は直ちに「苦情受付処理簿」等に記載し、速やかに管理者に報告しなければならない。

第 14 条 (苦情処理委員会) 管理者は、苦情処理委員会を開催し、苦情発生の都度速やかに開催して対応する。委員会開催時に必要と判断した時は、当該事業所を評価調査した評価調査員を参加させることができる。

第 15 条 (苦情対応) 寄せられた苦情に対しては、管理者は可能であれば即日、少なくとも 2 日以内に、結論又は対応状況について、苦情申出者に対して回答しなければならない。なお、管理者はその対応状況を、逐一「苦情受付処理簿」に記載しなければならない。

第 16 条 (懲罰規定) 本規程に著しく違反した評価調査員に対しては、契約の一時停止又は取り消しを含む処分を行い、更に必要に応じて損害賠償請求を行うこともありうる。

第 17 条 (評価調査員への周知) 管理者は評価調査員に対し、本規程について定期的に研修を行うものとする。本規程は、評価調査員が各 1 部手元に保管し、遵守に努めなければならない。

以上

付則 この規程は平成 17 年 11 月 30 日より発効する。

一部改訂 平成 23 年 2 月 20 日

一部改訂 平成 26 年 3 月 31 日

一部改訂 平成 30 年 6 月 1 日

(守秘義務に関する服務規程を個人情報取扱い規程に名称変更)